

軽度者に対する福祉用具貸与について（北広島町）

1. 要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を確認

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準
ア 車いすおよび 車いす付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7：歩行「3.できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※該当する認定調査結果なし
イ 特殊寝台および 特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4：起き上がり「3.できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3：寝返り「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3：寝返り「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の①②いずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある ②移動において全介助を必要としない	①基本調査 3-1：意思の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ／または 3-2～3-7：記憶・理解のいずれか「2.できない」 ／または 3-8～4-15：問題行動のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む ②基本調査 2-2：移動「4.全介助」以外
オ 移動用リフト （つり具の部分を除く） ※(1)～(3)のいずれか	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8：立ち上がり「3.できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1：移乗「3.一部介助」または「4.全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※該当する認定調査結果なし
カ 自動排泄処理装置	次の①②いずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者	①基本調査 2-6「4.全介助」 ②基本調査 2-1「4.全介助」

希望される種目において、調査票の項目が該当しているかどうかを確認します。

該当する場合は、確認申請書の提出は必要ですが、医師の診断書は不要です。

表中アの(2)及びオの(3)については、該当する基本調査結果がないため、確認申請書、医師の診断書の提出が必要です。

2. 主治医による医学的所見に基づく状態像を確認

医師の診断書 「軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の医学的所見について」
を主治医に作成してもらう。

医師の医学的所見により、次のいずれかに該当することが判断されるかを確認ください。

- i) 疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯によって頻繁に必要
- ii) 疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要性が確実に見込まれる
- iii) 疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等医学的判断から必要

3. 提出書類（※ 継続利用の場合も必要です。）

- ・福祉用具貸与の例外給付に係る確認申請書
- ・軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の医学的所見について
- ・要介護の場合
居宅介護サービス計画書第1表及び第2表、週間サービス計画表第3表
サービス担当者会議の要点第4表
- ・要支援の場合
介護予防サービスの支援計画書、サービス担当者会議の要点第4表

4. 届出期間

原則、事前提出です。利用開始の同月であれば届出は受け付けますが、事前に福祉課介護保険係にご相談下さい。

5. その他

- ・居宅介護支援事業所の変更があった場合は、再申請が必要です。
- ・貸与品目（種目）に追加がある場合は、再申請が必要です。
- ・例外給付の有効期間終了後、引き続き福祉用具の貸与を希望する場合は、再申請が必要です。余裕をもって申請してください。
- ・確認申請書の提出が必要にもかかわらず、福祉用具貸与の算定をしている場合、介護給付費を返還していただくことになりますので、未提出ということがないようにご注意ください。。
- ・確認申請書の提出を忘れた場合、遡及は受付日の属する月より前の利用については、給付対象外となりますので、ご注意ください。
- ・軽度者への福祉用具貸与は、あくまで例外的な取り扱いであるという原則を踏まえ、適切なケアマネジメントのもと貸与を行ってください。